主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高瀬太郎の上告趣意(後記)は、憲法違反を云為するけれどもその実質は、 刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の 理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	岩	松	Ξ		郎
:	裁判官	澤	田	竹	治	郎
:	裁判官	眞	野			毅
;	裁判官	齌	藤	悠		輔